

27 高医教第 15 号
医政地発 0716 第 1 号
平成 27 年 7 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長
殿
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省高等教育局医学教育課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

救急救命士が行うビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気
管内チューブによる気道確保に関する教育について

救急救命士が行うビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保については、「「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について（平成 27 年 6 月 4 日消防救第 74 号・医政地発 0604 第 1 号消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局地域医療計画課長連名通知）」において、当該内容を含んだカリキュラムを修了し、第 39 回救急救命士国家試験（平成 27 年度実施予定）以降の試験に合格した者については、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習」の対象外とする等としたところである。

これに伴い、各救急救命士養成所等では、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保に関する教育を行う必要があるので、貴職におかれては、下記の留意事項について御了知の上、関係団体に対し、この旨周知願いたい。

記

各救急救命士養成所等における講習内容及び講習時間については、「救急救

命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について(平成16年3月23日医政指発第0323049号厚生労働省医政局指導課長通知)」の別表2に定める救急救命士追加講習カリキュラムに準ずること。

なお、救急救命士法第34条第1号、第2号及び第4号の学校並びに救急救命士養成所では救急救命士追加講習カリキュラムにおいて定める講習時間を7時限としており、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)において、1単位の授業科目を45時間としていることから、必ずしも卒業に必要な単位数を増やす必要はないが、必要な講習時間を確保すること。

(別表2)

救急救命士追加講習カリキュラム ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管

参考

【一般目標 (General Instructional Objective)】

1. 救急現場において、病態に適した適切な気道確保法を選択できる能力を身につける。
2. 気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法の確かつ安全に施行する能力を身につける。
3. ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる能力を身につける。
4. ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管はメディカルコントロール下で行われているという事を認識し、責任を持って行動する。

大項目	小項目	到達目標	時限
1. ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に必要な知識	1) 気道の構造とビデオ硬性挿管用喉頭鏡の構造、特徴及び他の硬性喉頭鏡との比較	気管挿管に関連した気道の構造とビデオ硬性挿管用喉頭鏡の構造、特徴及び他の硬性喉頭鏡との相違点について説明できる。	1
	2) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管の準備、気管挿管法及びビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管プロトコール	気管挿管の物品準備及び気管挿管法について説明・実施できる。また、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管プロトコールについて説明できる。	1
	3) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に伴う危険因子、合併症予防及び合併症発生時の対応	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に伴う合併症を含めた危険因子と事故対策としての医学的対応を説明できる。	1
3. 人形等を用いた気管挿管シミュレーション	4) 挿管人形を用いたトレーニング実習	高度シミュレーター人形等を用いたトレーニング下で、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管を素早く確実に実施できる。	1
	5) 事例提示によるシミュレーション実習	人形等を用いた事例提示（シナリオステーション）によるシミュレーション下で気管挿管を含めた適切な気道確保法を選択し、気管挿管についてはビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いて迅速に実施できる。（シミュレーション実習）	2
4. 試験	6) 筆記試験・実技試験		1
	時限数合計		7

※1 時限は 50 分

参 考

消 防 救 第 7 4 号
医政地発 0604 第 1 号
平成 2 7 年 6 月 4 日

各都道府県 $\left(\begin{array}{c} \text{消防主管部（局）長} \\ \text{衛生主管部（局）長} \end{array} \right)$ 殿

消 防 庁 救 急 企 画 室 長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について

救急救命士の気管内チューブによる気道確保については、これまで「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について（平成16年3月23日医政発第0323001号厚生労働省医政局長通知）」、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について（平成16年3月23日消防救第58号・医政指発第0323071号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長連名通知）」、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（平成16年3月23日医政指発第0323049号厚生労働省医政局指導課長通知）」及び「「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について（平成23年8月1日消防救第217号・医政指発第0801第3号消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局指導課長連名通知）」に基づき、円滑な運用を図るようお願いしてきたところである。

今般、従来の直接声門視認型硬性喉頭鏡では適切な気管挿管が困難である場合でも、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いることで適切に気道確保を行うことができる可能性があることや、救急救命士国家試験の指定試験機関である一般財団法人日本救急医療財団から発表された「平成27年度版救急救命士国家試験

出題基準」にビデオ硬性挿管用喉頭鏡に関する項目が追加されたこと等、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保が救急救命士に求められる基本的知識及び技能の一つとなってきたことを踏まえ、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」及び「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」について、別添のとおり改正し、本日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、救急救命士制度の円滑な運用を図られたい。

また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）及び関係団体に対し、この旨周知願いたい。

記

1 改正の内容

「平成27年度版救急救命士国家試験出題基準」に「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡」に関する項目が追加されたこと等を踏まえ、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保に係る内容を含んだカリキュラムを修了し、第39回救急救命士国家試験（平成27年度実施予定）以降の試験に合格した者についてはビデオ硬性挿管用喉頭鏡に関する基本的知識及び技能を習得していると想定されるため、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保を行うための講習（以下、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習」という。）」の対象外とする。

また、これに伴い、第38回救急救命士国家試験（平成26年度実施）以前の試験合格者については、「気管内チューブによる気道確保のための実習（以下、「気管内チューブ実習」という。）」の前にビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習を受講することも差し支えないこととする。

2 留意事項

従来、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保を行うための実習（以下、「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡実習」という。）」を受講するためには、その前に気管内チューブ実習等を修了する必要があったところであるが、今般の改正により、気管内チューブ実習に引き続いてビデオ硬性挿管用喉頭鏡実習を行うことが可能となる。ただし、その際には、気管内チューブ実習について30症例以上の成功を収め、都道府県メディカルコントロール協議会から医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定を受けた後に、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡実習を行うこととする。